

市営バス貸切車両における通行禁止道路の運行について

市営バスの貸切運行において、通行禁止道路を運行するための有効な通行許可を受けていないバス車両 5 両を、延べ 57 回運行させていたことが判明しました。

このような事態を発生させたことを深く反省し、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ございませんでした。

1 発生日及び回数

平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 10 月 24 日のうち、25 日間延べ 57 回

2 通行禁止道路

横浜市神奈川区反町 3 丁目 19-2 交差点（国道 1 号線「反町」交差点）

※ 国道 1 号線で三ツ沢下町方面から東神奈川方面に向かう場合、反町交差点で右折は禁止されていますが、路線バスのみ除外されています。

3 所管営業所

浅間町営業所（横浜市西区浅間町 4-340-1）

4 当該運行経路の車両及び通行禁止道路通行許可証の有効期限等

①4595 号車（横浜 200 か 1247）平成 29 年 2 月 13 日

②4600 号車（横浜 200 か 1602）平成 28 年 3 月 31 日

③4601 号車（横浜 200 か 1603）平成 28 年 3 月 31 日

④3368 号車（横浜 200 か 3743）平成 28 年 6 月 19 日

⑤3369 号車（横浜 200 か 3744）平成 28 年 6 月 19 日

⑥3370 号車（横浜 200 か 3745）通行許可未申請

※ ①は有効期限内、②～⑤は有効期限切れ、⑥は通行許可未申請で、バスはいずれも路線型の大型車両です。

5 状況

浅間町営業所では、横浜市神奈川区にある学校と横浜駅西口を結ぶ貸切バスを、上記①～⑥のバスの中から、平日 1～3 両運行に充てています。

この運行経路には、路線バスのみ右折可能で、貸切バスや一般車両は右折禁止となっている「反町」交差点があります。

貸切バスで右折するためには警察に申請し、通行禁止道路通行許可証の交付を受ける必要がありました。

平成 28 年 10 月 24 日に、通行許可証の期限が切れていることに気づいた当該営業所乗務員から報告を受け、②～⑤の 4 両は有効期限切れ、⑥の 1 両は通行許可の申請もれにより、通行許可を受けていない状態で運行したことがわかりました。

営業所内で詳細な調査を行った結果、平成 28 年 4 月 1 日から 10 月 24 日までのうち 25 日間で、5 両が延べ 57 回当該交差点を右折していたことが判明しました。

なお、本件については道路交通法第 8 条（※）に抵触するため、警察署に報告済みです。

※道路交通法第 8 条（抜粋）

歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があると認めて許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

6 原因

通行禁止道路通行許可証は、車両ごとに 1 年間の許可を受けていることから、各々のバスの運転席に許可証を常備しており、営業所が有効期限の管理を疎かにしていました。

7 再発防止策

通行禁止道路通行許可証は、バス車両に常備せず、営業所で保管し、運行開始前に実施する点呼の際に、運行管理者から乗務員に許可証を手渡し、双方で有効期限を確認することで再発防止に努めてまいります。

お問合せ先

交通局浅間町営業所長	直井 一浩	Tel 045-311-2251
交通局運輸課長	小島 健治	Tel 045-326-3863